

宇治市第5次防犯推進計画（初案）について

現在、宇治市第5次防犯推進計画の策定に向けて検討を進めており、宇治市防犯推進計画改定委員会においてご審議いただき、第5次防犯推進計画（初案）としてとりまとめましたので、報告いたします。

また、パブリックコメントを実施し、本初案に対する市民の皆様からの意見を募集しますので、併せて報告いたします。

1. 改定委員会での検討内容

- ・ 第5次防犯推進計画策定に向けた意見集約及び活動指標（案）
- ・ 第5次防犯推進計画の骨子（案）
- ・ 第5次防犯推進計画の要点（案）
- ・ 第5次防犯推進計画（初案）

2. パブリックコメントの実施

（1） 実施期間

令和7年12月19日（金）から令和8年1月18日（日）まで

（2） 初案の公表方法

- ① 市ホームページへの掲載
- ② 総務課及び行政資料コーナーへの配架
- ③ 市の主な公共施設への配架

（3） 意見を提出できる人

- ① 市内在住、在勤、在学の人
- ② 本市に事務所または事業所を有する個人及び法人、その他の団体
- ③ 本市に対して納税義務を有する個人及び法人
- ④ その他、本計画に利害関係を有する人

（4） 意見の提出方法

- ① 総務課への持参
- ② 郵便
- ③ ファクシミリ
- ④ 電子メール
- ⑤ Web専用フォーム
- ⑥ 市民の声投書箱への投函

(5) 意見等の公表

お寄せいただいた意見等の取りまとめの結果及び意見等に対する考え方につきましては、市ホームページで公表します。

3. 計画策定について

パブリックコメントの結果及び第3回改定委員会での意見を踏まえ、総務常任委員会に報告後、令和8年3月に策定を予定しています。

[資料]

- 1 宇治市第5次防犯推進計画策定に向けた意見集約及び活動指標（案）
- 2-1 宇治市第5次防犯推進計画の骨子の体系（案）
- 2-2 宇治市第5次防犯推進計画の骨子（案）
- 3 宇治市第5次防犯推進計画の要点（案）
- 4 (参考) 過去5年間の犯罪発生状況（宇治市・宇治署・府内）
- 5 (参考) 第2回宇治市安全・安心まちづくり推進会議
防犯カメラ設置に関するアンケート結果
- 6 宇治市第5次防犯推進計画（初案）
- 7 宇治市第5次防犯推進計画（初案）への意見募集について

「地域防犯力の維持・継続」と「誰一人取り残さない社会の実現」の推進			
計画の方向性	I. 安全で安心して生活できるまちづくりの推進（防犯） 子どもの安全を原点とした地域防犯活動	II. 再犯防止施策の推進 周囲の理解と孤立することのない社会復帰に向けた支援	III. 犯罪被害者等に対する支援の充実 総合的かつ継続的な支援と社会全体で支える機運の醸成
施策の柱			
共通の課題	担い手不足・市民への活動周知		
1 見守る・支える	<p>ソフト（人的） ハード（環境整備）</p>	<p>生活困窮者自立支援 定住先確保への支援</p> <p>就労のための支援</p>	<p>市ワンストップ窓口</p> <p>犯罪被害者見舞金</p> <p>府営住宅優先入居</p> <p>家族等への支援</p>
2 知る・育てる	<p>近 広</p>	<p>社会を明るくする運動 暴力追放・少年非行防止 宇治市・久御山町住民大会 非行防止への取組</p> <p>再犯防止啓発月間・社会を明るくする運動協調月間 (7月)</p>	<p>ホンデリング</p>
3 繋がる・整える	<p>宇治市安全・安心まちづくり推進条例</p> <p>参画するすべての団体との取り組み推進に向けた連携の強化</p> <p>企業や大学等 ボランティア等 保護司会等 刑事司法関係機関等 安全・安心まちづくり推進会議</p>	<p>地方再犯防止推進計画の位置付け</p>	<p>宇治市犯罪被害者等支援条例</p>
<p>世代を超えた協力体制 若い世代への経験の継承・負担感の軽減</p> <p>多様なコミュニティとの連携によるイノベーション</p>			
推進のための方策	課題を持ち寄り知恵を出し合える場の創設、担い手の不足を補う仕組みづくり、多様なコミュニティとの連携、PDCAサイクルでの進捗管理		
活動指標（案） (活動の見える化)	<ul style="list-style-type: none"> 安全管理団体の活動回数 ながら防犯パトロール登録者数 (LINE・車両) 防犯カメラ設置台数 	<ul style="list-style-type: none"> 周知啓発の活動回数 社会を明るくする運動標語募集の参加率 <p>※新たな指標の検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> 周知啓発の活動回数 ホンデリングの寄付回数 <p>※新たな指標の検討</p>

計画の方向性	「地域防犯力の維持・継続」と「誰一人取り残さない社会の実現」の推進	
--------	--	--

	第4次防犯推進計画（令和3～7年）	第5次防犯推進計画（令和8～12年）
施策の柱	I. 安全で市民が安心して生活できるまちづくりの推進	I. 安全で安心して生活できるまちづくりの推進
具体的施策	1 地域における防犯活動の推進	1 多様なコミュニティと連携した犯罪の起きにくい地域づくり
	2 子どもの安全の確保	2 子どもの安全の確保
	3 少年の非行・犯罪被害等の予防	3 少年の非行・犯罪被害等の予防
	4 高齢者等が被害者となる特殊詐欺被害防止の取組	4 特殊詐欺被害防止の強化
施策の柱	II. 再犯防止施策の推進	II. 再犯防止施策の推進
具体的施策	1 互いに支え合える心豊かなコミュニティづくりのために	1 互いに支え合える心豊かなコミュニティづくり
	2 非行少年等への支援	2 非行少年等への支援
	3 本市及び関係機関等と連携した支援等の実施	3 関係機関等と連携した適切な支援
	4 更生に向けた支援に適切につなぐために	
施策の柱	III. 犯罪被害者等に対する支援の充実	III. 犯罪被害者等に対する支援の充実
具体的施策	1 犯罪等発生直後からの総合的支援体制及び継続的支援の充実	1 総合的かつ継続的な支援の充実
	2 個々の事情に応じた支援	
	3 関係機関と連携した取組の実施	2 関係機関と連携した取組の推進
	4 犯罪被害者等への理解や支援のための広報啓発	3 犯罪被害者等を社会全体で支える機運の醸成

宇治市第5次防犯推進計画の骨子（案）

資料2-2

見直しのポイント (①計画の方向性に根差した活動 ②市民に伝わる情報発信 ③社会情勢の変化に対応したより効果的な体制づくり)

計画	第4次防犯推進計画（令和3～7年）	第5次防犯推進計画（令和8～12年）	ポイント
施策の柱	I. 安全で市民が安心して生活できるまちづくりの推進	I. 安全で安心して生活できるまちづくりの推進	
具体的施策	1 地域における防犯活動の推進	○ 1 多様なコミュニティと連携した犯罪の起きにくい地域づくり	③
取組内容	1 安全・安心まちづくり推進会議の開催	1 安全・安心まちづくり推進会議の開催	
	2 安全・安心まちづくり補助金の交付	2 安全・安心まちづくり補助金の交付	
	3 青色防犯パトロールの実施	3 青色防犯パトロールによる広範囲な防犯活動	
	4 「ながら」防犯パトロールの推進	○ 4 「ながら」防犯パトロールによる日常的な見守りの推進	①
	5 防犯ボランティア等による自主防犯活動への参加促進、活動の活性化	5 防犯ボランティア等による自主防犯活動への参加促進、活動の活性化	
	6 高校や大学等との連携による防犯活動の促進	○ 6 企業や大学等との連携による防犯活動の促進	③
	7 広報啓発活動の推進と防犯講演会等の開催	7 広報啓発活動の推進と防犯講演会等の開催	
	8 防犯関係情報の効果的な発信	8 防犯関係情報の効果的な発信	
	9 企業等向けの防犯情報配信サービス「京（みやこ）すぐメール」の活用		
	10 防犯カメラの設置や防犯カメラ設置事業補助金の交付	○ 9 防犯カメラの設置や設置補助	①
	11 管理不全な空き家等への対応	10 管理不全な空き家等への対応	
具体的施策	2 子どもの安全の確保	2 子どもの安全の確保	
取組内容	1 子どもの危機回避能力の向上に向けた支援の実施	1 子どもの危機回避能力の向上に向けた支援	
	2 子ども見守りボランティアへの支援の実施	2 子ども見守りボランティアへの支援	
	3 「宇治市子どもの安全を守るネットワーク会議」の開催	3 地域で子どもを見守るための取組	①
	4 あいさつ運動の実施		
	5 「こども110番のいえ」の設置の促進	4 「こども110番のいえ」の設置の促進	
	6 通学路の安全確保	○ 5 地域安全マップの作成の推進	①
具体的施策	3 少年の非行・犯罪被害等の予防	3 少年の非行・犯罪被害等の予防	
取組内容		○ 1 犯罪に巻き込まれないための広報啓発	②
	1 非行防止教室・薬物乱用防止教室の開催	2 非行防止教室・薬物乱用防止教室の開催	
	2 「暴力追放・少年非行防止 宇治市・久御山町住民大会」の開催	3 「暴力追放・少年非行防止 宇治市・久御山町住民大会」の開催	
具体的施策	4 高齢者等が被害者となる特殊詐欺被害防止の取組	○ 4 特殊詐欺被害防止の強化	①
取組内容	1 被害防止に有効な機器や最新の手口等の広報等の実施	○ 1 最新の手口への対策と被害防止のための広報啓発	②
	2 消費生活講座や防犯講演会等の開催	2 消費生活講座や防犯講演会等の開催	
	3 関係機関や事業者等との連携	3 関係機関や事業者等との連携	

宇治市第5次防犯推進計画の骨子（案）

資料2-2

見直しのポイント (①計画の方向性に根差した活動 ②市民に伝わる情報発信 ③社会情勢の変化に対応したより効果的な体制づくり)

計画	第4次防犯推進計画（令和3～7年）	第5次防犯推進計画（令和8～12年）	ポイント
施策の柱	II. 再犯防止施策の推進	II. 再犯防止施策の推進	
具体的施策	1 互いに支え合える心豊かなコミュニティづくりのために	1 互いに支え合える心豊かなコミュニティづくり	
取組内容	1 保護司会等の活動への支援など	1 保護司会等の活動への支援など	
	2 職員研修や講演会の実施	2 職員研修や講演会の実施	
	3 再犯防止啓発月間・「社会を明るくする運動」強調月間における広報等の実施	3 関心と理解を深めるための広報啓発活動	
具体的施策	2 非行少年等への支援	2 非行少年等への支援	
取組内容	1 非行防止教室・薬物乱用防止教室の開催【再掲】	1 非行防止教室・薬物乱用防止教室の開催【再掲】	
	2 宇治・久御山児童生徒補導連絡会等の開催	2 宇治・久御山児童生徒補導連絡会等の開催	
	3 スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置促進	3 スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置促進	
	4 「暴力追放・少年非行防止 宇治市・久御山町住民大会」の開催【再掲】	4 「暴力追放・少年非行防止 宇治市・久御山町住民大会」の開催【再掲】	
具体的施策	3 本市及び関係機関等と連携した支援等の実施	3 関係機関等と連携した適切な支援	
取組内容	1 総合評価競争入札における評価項目への追加	○ 1 関係機関と連携した安定した就労のための支援	①
	2 「労政ニュース」への掲載		
	3 「生活困窮者自立支援法」に基づく生活困窮者自立支援事業の実施	○ 2 関係機関と連携した住まいと生活のための支援	①
	4 住宅確保要配慮者への適切な住宅の供給	3 支援につなげるための施策の広報	
具体的施策	4 更生に向けた支援に適切につなぐために	4 刑事司法関係機関や保護司会等との連携強化	
取組内容	1 本市で取り組んでいる支援施策に関する広報		
	2 刑事司法関係機関や保護司会等との連携体制の構築		

宇治市第5次防犯推進計画の骨子（案）

資料2-2

見直しのポイント (①計画の方向性に根差した活動 ②市民に伝わる情報発信 ③社会情勢の変化に対応したより効果的な体制づくり)

計画	第4次防犯推進計画（令和3～7年）	第5次防犯推進計画（令和8～12年）	ポイント
施策の柱	III. 犯罪被害者等に対する支援の充実	III. 犯罪被害者等に対する支援の充実	
具体的施策	1 犯罪等発生直後からの総合的支援体制及び継続的支援の充実	1 総合的かつ継続的な支援の充実	
取組内容	1 相談窓口の運用	○ 1 ワンストップ窓口としての支援	①
		○ 2 被害が潜在化しやすい犯罪被害者への対応	①
	2 犯罪被害者等見舞金の支給	3 犯罪被害者等への見舞金の支給	
具体的施策	3 府営住宅の特定目的による優先入居募集の広報の実施	4 府営住宅の優先入居募集の広報	
	2 個々の事情に応じた支援		
	1 家族等に対する支援		
取組内容	2 潜在化しやすい被害者等への対応		
	3 関係機関との連携		
	3 関係機関と連携した取組の実施	2 関係機関と連携した取組の推進	
取組内容	1 (公社)京都犯罪被害者支援センターとの連携	○ 1 (公社)京都犯罪被害者支援センターとの連携強化	③
		2 関係機関との連携	
	2 ホンデリングの実施	3 ホンデリングの実施	
具体的施策	4 犯罪被害者等への理解や支援のための広報啓発	3 犯罪被害者等を社会全体で支える機運の醸成	
取組内容	1 犯罪被害者等への理解を深め、支援を広げるための広報啓発	○ 1 犯罪被害者等への理解を深め、支援を広げるための広報啓発	②
	2 各種相談窓口・支援窓口の広報等	2 各種相談窓口・支援窓口の周知広報	

宇治市第5次防犯推進計画の要点（案）

《施策の柱》I. 安全で市民が安心して 生活できるまちづくりの推進

具体的施策	1 多様なコミュニティと連携した犯罪の起きにくい地域づくり
説明	少子高齢化や共働きの増加等により地域防犯活動の担い手が不足する中、地域防犯力の維持・継続に向けて企業や大学等の多様な主体と連携し、多様なコミュニティの力により犯罪の起きにくい地域づくりに取り組みます。これまでの地域での防犯活動や「ながら」防犯パトロール等のソフト面の取り組みと防犯カメラや青色防犯パトロールなどのハード面の取り組みを両輪で推進することにより、社会情勢の変化に対応した持続可能で安全・安心なまちづくりを目指します。

取組内容	1 「ながら」防犯パトロールによる日常的な見守りの推進
説明	「ながら」防犯パトロールは、「できる人ができる時にできることから」の考えのもと、いつもの散歩や通勤など日常生活の中で防犯活動への参加機会を増やすとともに地域ボランティア不足の解消への効果が期待できます。 <u>個人や事業者に取り組みの趣旨に賛同いただき、登録数を増やしながらその活動を広げていきます。活動をより広く分かりやすく伝えられるよう情報発信の強化を図り、「ながら」防犯パトロールの参加者が実感を持って活動を続けられるよう取り組みを一層推進します。</u>

取組内容	6 企業や大学等との連携による防犯活動の促進
説明	防犯活動を地域の企業や大学等と連携して取り組むことにより、企業からは、新たな専門的視点や技術、組織的な社会貢献に資する活動の協力を得て活動の幅を広げることができ、大学からは、学生の持つ若い視点や研究協力による成果を得て活気ある活動を促進につなげることがなるなど大きな効果が期待できます。多様なコミュニティと連携を図り地域全体の防犯力の向上と持続可能な防犯活動を促進します。

取組内容	9 防犯カメラの設置や設置補助
説明	市では、犯罪抑止と体感治安の向上に効果が期待できることから防犯カメラの設置に取り組んでいます。平成26年度から平成30年度には駅周辺や主要幹線道路に防犯カメラを設置し、令和2年度には災害時の早期対応も含む防災・防犯カメラを設置してきました。続く令和3、4年度には、教育委員会と連携して、学校周辺地域の見守りにも活用できる防犯カメラを各小中学校に設置し、 <u>令和4年度からは、地域防犯活動と連動した小学校区ごとの防犯カメラの設置し、取り組みを進めています。</u> また、地域の実情に応じた設置ができるよう、町内会や自治会などが設置する防犯カメラの補助制度の見直しを行うなど、防犯カメラの設置をより一層推進することにより、市全体の見守り体制を強化し、犯罪の抑止と体感治安の向上を図ります。

具体的施策 2 子どもの安全の確保

取組内容	5 地域安全マップの作成
説明	<p>児童の通学路や地域の安全確保のため、小学校の通学路等における危険箇所を明示した地域安全マップを、育友会・PTA、町内会、学校、安全管理団体等が連携して作成しています。地域安全マップの作成は、保護者や地域住民が効果的・効率的に子どもの見守り活動を行うための重要な取り組みであることから、<u>地域の状況に応じた独自のマップ作成や、その後の見直しや更新作業についても継続的にサポートします。</u>地域安全マップを土台に地域の見守り活動や防犯カメラの設置と連動することで、より地域防犯力の向上を図ります。</p>

具体的施策 3 少年の非行・犯罪被害等の予防

取組内容	1 犯罪に巻き込まれないための広報啓発
説明	<p>若者が匿名性の高いSNSやメッセージアプリなどを介した巧妙な誘い文句に釣られ、いわゆる「闇バイト」等の犯罪に巻き込まれる事案が全国的に増加しています。特殊詐欺や強盗、恐喝といった凶悪犯罪の実行役に関わると、将来にわたって取り返しのつかない事態に陥ることになるため、若者が安易に闇バイト等の犯罪に巻き込まれないよう、関係機関と連携して広報啓発に取り組みます。</p>

具体的施策 4 特殊詐欺被害防止の強化

説明	近年、特殊詐欺の被害額が大幅に増加し、手口も巧妙化・多様化しており、高齢者を中心に戦略的被害が発生しています。 <u>高齢者等が被害に遭わないための対策を一層強化するとともに、関係機関と連携した広報啓発活動をより積極的に推進し、多角的な被害防止対策を講じます。</u>
----	--

取組内容	1 最新の手口への対策と被害防止のための広報啓発
説明	<p>特殊詐欺被害の最新の手口情報や、特殊詐欺の対策として有効とされる自動通話録音機などの機器の紹介や<u>国際電話の発着信の休止などの的確な情報提供</u>を行います。</p> <p><u>また、サイバー犯罪など最新の犯罪情勢に関する情報発信や、警察・金融機関等の関係機関と連携した地域住民への継続的な啓発活動を通じて、多角的な被害防止対策を推進します。</u></p>

《施策の柱》Ⅱ. 再犯防止施策の推進

具体的施策 3 関係機関等と連携した適切な支援

取組内容	1 関係機関と連携した安定した就労のための支援
説明	<p><u>犯罪等をした人が社会復帰に向けて、安定した就労につながるためにハローワーク、更生保護施設、NPO法人等との連携を図ります。</u>併せて、再犯防止の観点から、協力雇用主評価項目をえた総合評価競争入札の実施のほか、コレワーク（矯正就労支援センター）の活用や雇用意義の周知を通じて、犯罪等をした人を雇用する<u>協力雇用主の開拓・確保</u>に努めます。</p> <p>また、経済的な理由により直ちに就労が困難な場合には、「生活困窮者自立支援法」に基づく、就労準備支援事業の活用等により、自立に向けた支援を行います。</p>

取組内容	2 関係機関と連携した住まいと生活のための支援
内容	<p>居所が不安定な場合に、再犯のリスクが高まる傾向があることから、保護観察対象者等に対し、居住支援協議会等との連携により、適切な住宅の供給を図ります。</p> <p>また、住居の確保が困難な場合には、「生活困窮者自立支援法」に基づく、住居確保給付金や一時生活支援事業の活用により、安定した生活に向けた支援を行います。</p>

《施策の柱》Ⅲ. 犯罪被害者等に対する支援の充実

具体的施策 1 総合的かつ継続的な支援の充実

取組内容	1 ワンストップ窓口としての支援
説明	<p>総務課に設置している相談窓口において、<u>犯罪被害者とその家族、遺族（犯罪被害者等）</u>からの相談に応じるとともに、<u>関係部局や関係機関・団体に関する情報提供・橋渡しを行う</u>など、総合的な対応を行うワンストップ窓口として支援します。</p> <p>また、<u>犯罪被害者等が事件後の記録を残して心理的負担を軽減し、途切れないと支援を受けるためのノート「つむぎ」</u>の活用を促すことで、<u>支援の経過を共有し、本人の意思を尊重しながら必要な支援につなげます。</u></p>

取組内容	2 被害が潜在化しやすい犯罪被害者への対応
説明	<p><u>犯罪被害と認識できない、周囲に対する伝え方が分からない、加害者や周囲の人との関係性等から被害を訴えることができないなどの理由から、被害が潜在化しやすい児童虐待、性犯罪、DV、ストーカー等の犯罪被害</u>に対して、被害者等が相談ができ、適切な支援が受けられるよう府内関係課及び関係機関等と連携した体制のもと<u>対応を図ります。</u></p>

具体的施策 2 関係機関と連携した取組の実施

取組内容	1 (公社) 京都犯罪被害者支援センターとの連携強化
説明	<p>(公社) 京都犯罪被害者支援センターと<u>連携協力を強化するとともに、同センターに対し必要な支援を行います。また、同センターとの連携のもと、相談窓口における初期対応から専門機関への支援を円滑につなぐことや、見舞金制度の情報提供、市職員の専門性向上のための研修実施、犯罪被害者週間での共同広報や年間を通しての啓発活動などを実施します。</u></p>

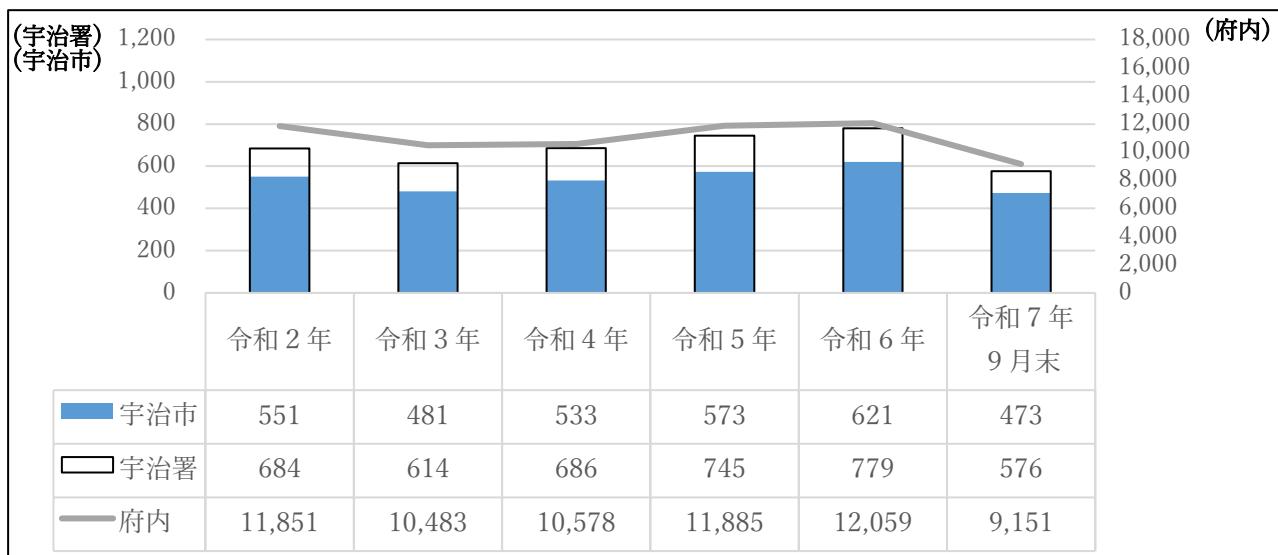
具体的施策 3 犯罪被害者等を社会全体で支える気運醸成への取組

取組内容	1 犯罪被害者等への理解を深め、支援を広げるための広報啓発
説明	<p>犯罪被害者等の置かれた状況や支援の重要性等について市民の理解を深め、社会全体で犯罪被害者等を支える気運を醸成するため、犯罪被害者週間（11月25日から12月1日まで）等を利用した市政だより、市ホームページへの掲載やFMうじ、<u>SNSなど様々な媒体による効果的な情報発信を行うとともに、年間を通じた広報啓発活動を実施します。</u></p>

過去5年間の犯罪発生状況（宇治市・宇治署・府内）

1 刑法犯認知件数（京都府との対比）

- 宇治市及び府内とも令和3年まで減少傾向で、令和4年以降は増加傾向である
- 宇治署の約75～84%が宇治市内での認知である



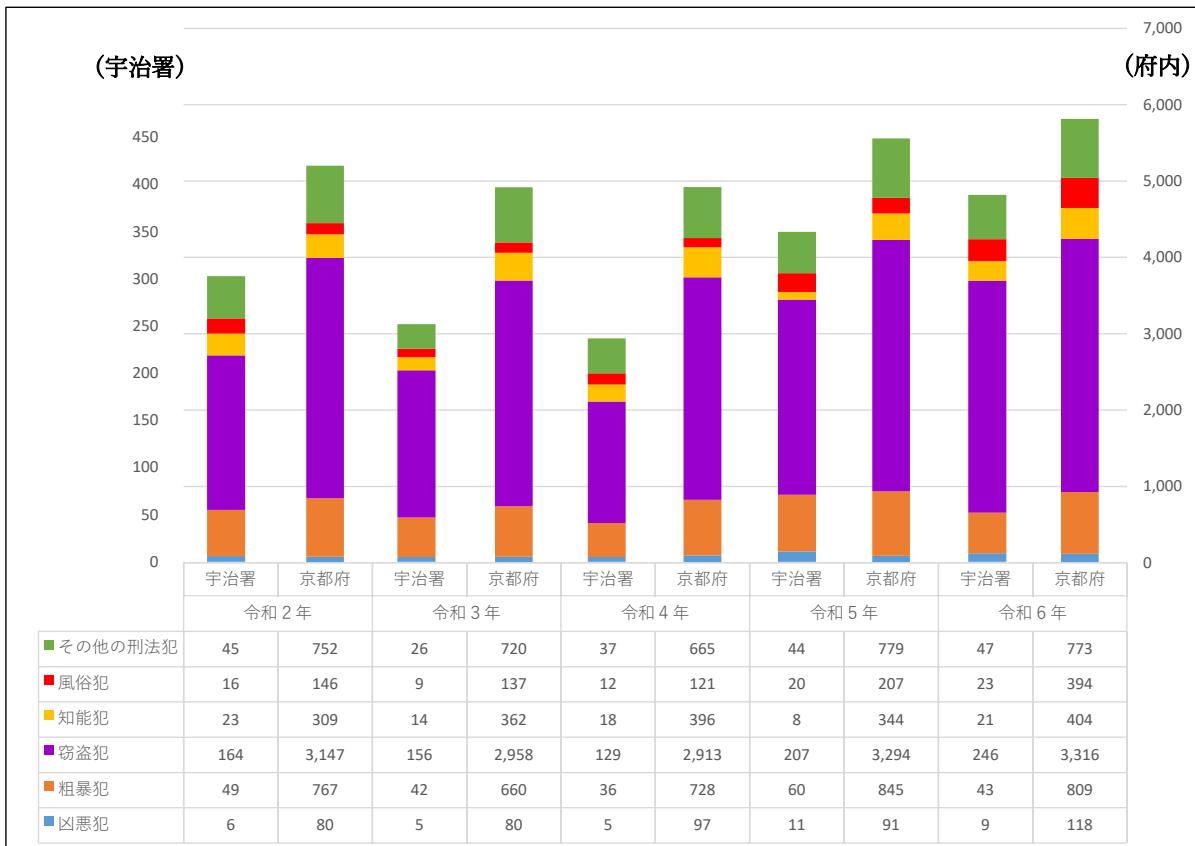
2 刑法犯罪種別認知件数（京都府との対比）

- 宇治市及び府内とも、窃盗犯の占める割合が最も高く、次に粗暴犯、知能犯の順である
- その他の刑法犯は、占有離脱物横領・公務執行妨害・住居侵入・盗品等・器物損壊等の罪種



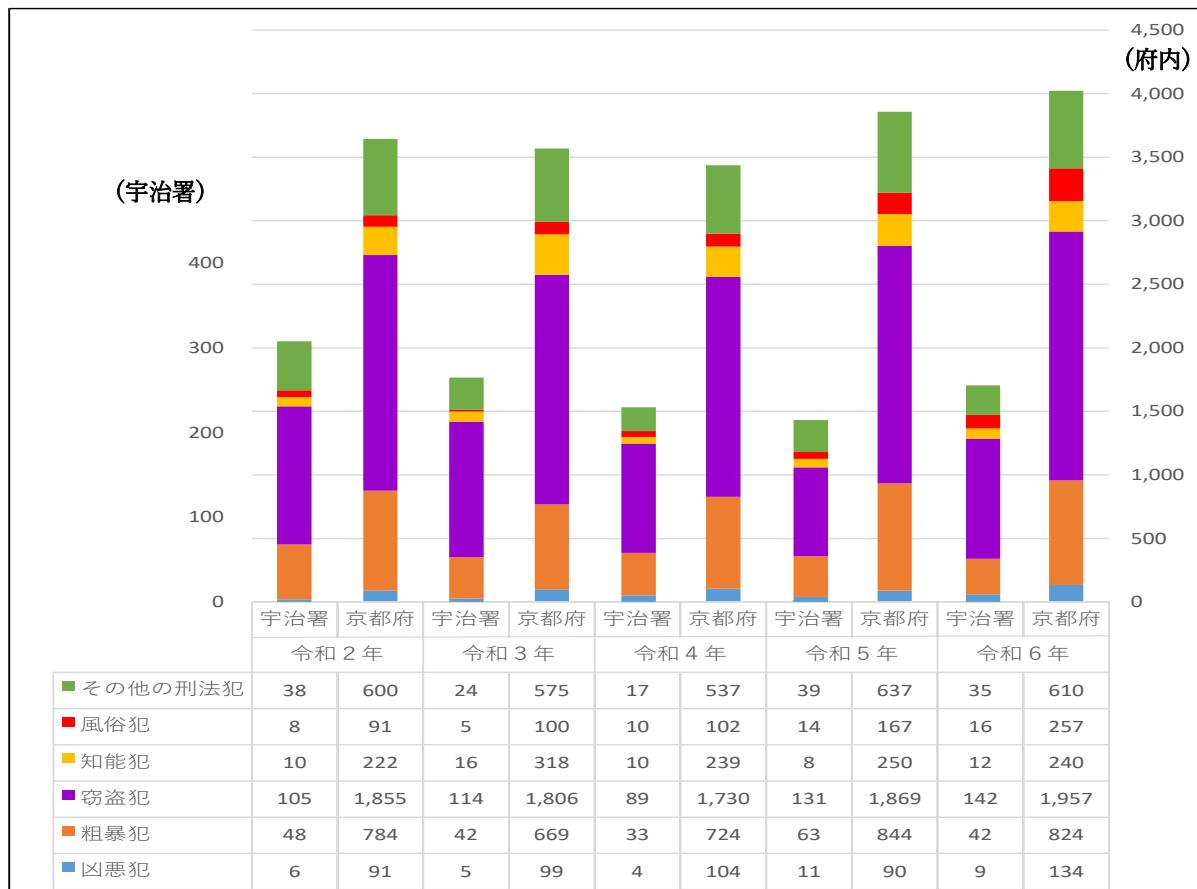
3 刑法犯罪種別検挙件数

○ 宇治署及び府内とも、窃盗犯の占める割合が最も高く、次に粗暴犯の順である



4 刑法犯罪種別検挙人員

○ 宇治署及び府内とも、窃盗犯の占める割合が最も高く、次に粗暴犯の順である

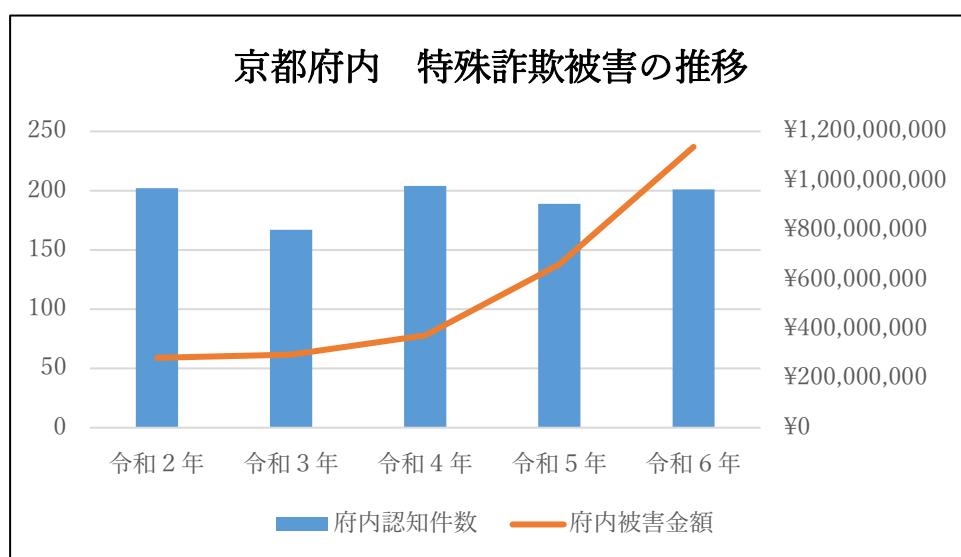
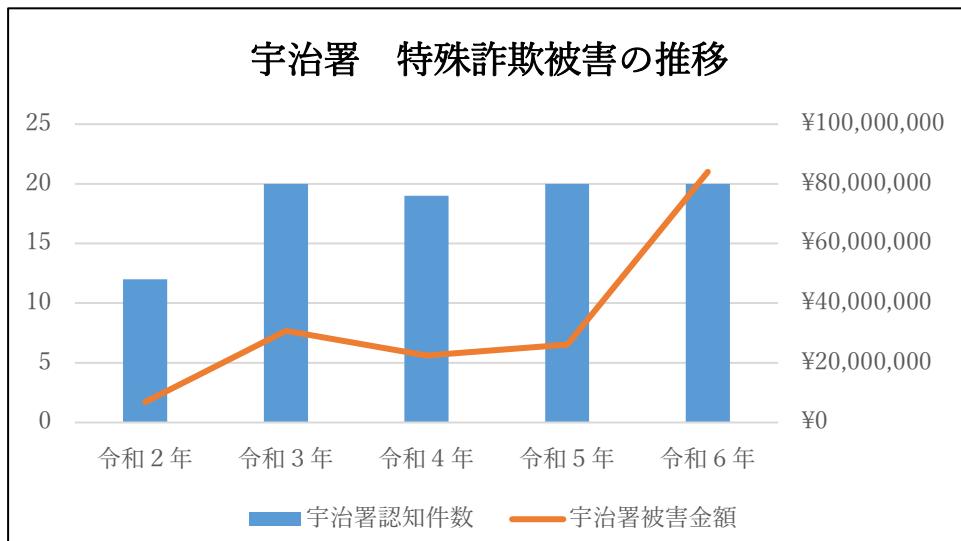


過去 5 年間の特殊詐欺被害認知状況

1 特殊詐欺の被害状況の推移

- 宇治署及び府内とも、認知件数は高止まり、被害金額は増加傾向にある
- 令和 6 年中、宇治警察署では、オレオレ詐欺が 3 件、還付金詐欺が 1 件、融資保証金詐欺が 1 件、キャッシュカード詐欺盗が 15 件を認知している
- 還付金詐欺や交際あっせん詐欺は減少し、キャッシュカードと暗証番号を封筒に入れさせ、あらかじめ用意していた偽物の封筒とすり替えて騙し取り、ATM でお金を引き出すキャッシュカード詐欺盗の手口が多い

	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
宇治署認知件数	12	20	19	20	20
宇治署被害金額	¥6,859,000	¥30,675,754	¥22,443,075	¥26,137,295	¥84,018,284
府内認知件数	202	167	204	189	201
府内被害金額	¥283,043,458	¥295,921,676	¥373,055,504	¥660,905,233	¥1,137,168,022



2 特殊詐欺被疑者の検挙状況

令和 2 年		令和 3 年		令和 4 年		令和 5 年		令和 6 年		令和 7 年 9 月末	
件数	人員	件数	人員								
14	5	3	9	7	3	9	7	13	4	5	1

第2回宇治安全・安心まちづくり推進会議 事前アンケート結果
(選択項目がある設問のみ抜粋)

アンケート回答数：21

番号	設問	回答項目	回答数	割合
1	総務課では、令和4年度から令和6年度の3年間で各小学校区に3台（合計66台）の防犯カメラを設置し、宇治市が設置・補助している防犯カメラの合計が244台（1小学校区あたり約11台）となりましたが、ご自身の小学校区に設置されているカメラの位置についてご存じですか。	校区内に市が設置したカメラの位置は全て知っている	6	28.6%
		校区内に市が設置したカメラの位置は3台以上知っている	7	33.3%
		カメラの位置はわからないが、校区内でカメラ本体や「防犯カメラ作動中」の掲示物を見たことがある	2	9.5%
		校区内で防犯カメラを見た覚えがない	6	28.6%
2	あなたの校区における防犯カメラの設置台数についてどう思いますか。	多い（これ以上増やさなくてよい）	0	0.0%
		ちょうどよい	4	19.0%
		少ない（増やした方がよい）	8	38.1%
		わからない	9	42.9%
3	防犯カメラ設置による効果を感じますか。	効果がある	4	19.0%
		どちらかと言えば効果がある	10	47.6%
		どちらとも言えない	7	33.3%
		どちらかと言えば効果がない	0	0.0%
		効果がない	0	0.0%
4	市（行政）が防犯カメラを設置する際に、設置場所の選定に関し、優先的に考慮すべきだと考える点はどのようなことがありますか。特に効果的と思うものを3つ以内で回答してください。	歩行者の多い場所	4	19.0%
		人気の少ない場所	8	38.1%
		自動車等の交通量の多い場所	6	28.6%
		通学路	18	85.7%
		公園	12	57.1%
		不審者事案のあった場所	11	52.4%
		交通事故のあった場所	3	14.3%
		自動車盗の被害があった場所	3	14.3%
		その他	1	4.8%

他の1は「不法投棄のある場所」

宇治市第 5 次防犯推進計画 (初案)

令和 7 年 12 月
宇治市

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1. 計画改定の背景	1
2. 計画の位置付け	4
3. 計画の方向性	5
4. 計画期間	5
第2章 施策の推進	6
1. 安全で安心して生活できるまちづくりの推進	6
【施策1】多様なコミュニティと連携した犯罪の起きにくい地域づくり	6
【施策2】子どもの安全の確保	9
【施策3】少年の非行・犯罪被害等の予防	11
【施策4】特殊詐欺被害防止の強化	12
2. 再犯防止施策の推進	13
【施策1】互いに支え合える心豊かなコミュニティづくり	13
【施策2】非行少年等への支援	15
【施策3】関係機関等と連携した適切な支援	17
3. 犯罪被害者等に対する支援の充実	19
【施策1】総合的かつ継続的な支援の充実	19
【施策2】関係機関と連携した取組の推進	21
【施策3】犯罪被害者等を社会全体で支える機運の醸成	22
第3章 計画の推進	23
1. 計画推進の基本方針	23
2. 計画の推進体制と連携の強化	23
3. 計画の推進のための方策	24
4. 計画の進行管理	24
5. 計画の実効性を高めるための見直し	25

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画改定の背景

本市では、地域における犯罪を未然に防止するため、市民、事業者、本市及び関係機関等が果たすべき役割を明らかにするとともに、市民の安全を確保するための施策を推進することにより、安全で市民が安心して生活できるまちづくりに資することを目的とした「宇治市安全・安心まちづくり条例」(以下「条例」という。)を平成16年4月1日に施行しました。

「宇治市防犯推進計画」は、この条例に基づき、本市が実施する施策を総合的かつ計画的に推進するために、平成18年4月に策定、前回は令和3年度から7年度までを計画期間として改定し、この計画を具体化するための取組を推進してきました。

計画期間の満了を迎えるこれまでの取組成果を踏まえつつ、社会情勢等の変化や市民ニーズに対応し、本計画を改定するものです。

(1) 犯罪等に関する社会情勢の変化

① 犯罪等の情勢

全国における刑法犯認知件数の総数については、平成15年から令和3年まで一貫して減少していましたが、新型コロナウイルス感染症に関する行動制限の緩和の影響等により令和4年から3年連続で前年を上回り、令和6年は約74万件となりました。京都府においても、令和4年から増加傾向に転じ、令和6年には12,059件となっています。

本市においても、全国・京都府と同様の傾向にあり、宇治市における刑法犯認知件数は、令和3年には481件まで減少しましたが、令和6年では621件となっています。

② 犯罪等をめぐる社会情勢

近年、少子高齢化、核家族化、単身世帯の増加といった社会構造の変化が進行しています。これらにより、家庭での親子間のコミュニケーションや地域における近隣住民との交流が減少し、地域社会における人間関係の希薄化や連帯感が低下しているため、地域が従来持っていた相互の見守りや助け合いといった防犯力が低下している状況があります。

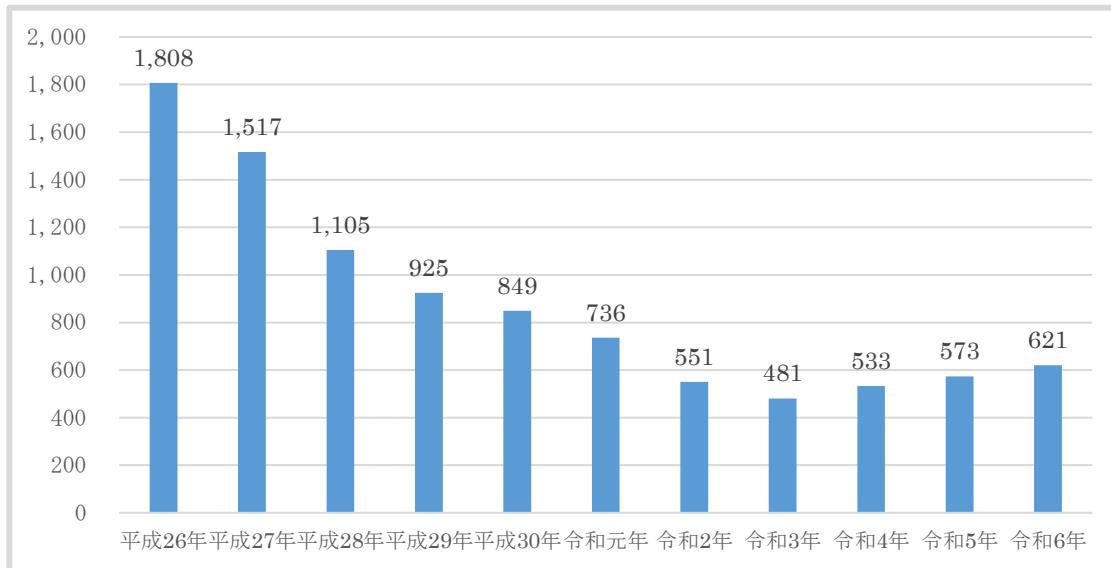
また、インターネットやスマートフォン等が日常生活に必要不可欠な社会基盤として定着する一方で、SNS等を利用した犯罪の手口の多様化、巧妙化による特殊詐欺被害の深刻化のほか、青少年が性犯罪やいじめのほか、いわゆる闇バイトに巻き込まれる事案が増加しており、大きな社会問題となっています。

こうした情勢の中で、安全で安心して生活できるまちづくりを推進するためには、行政機関だけでなく、地域住民、事業者、地域団体、民間ボランティアなどに加え、企業や大学など多様なコミュニティが連携する取組が必要となっています。

③ 本市の状況

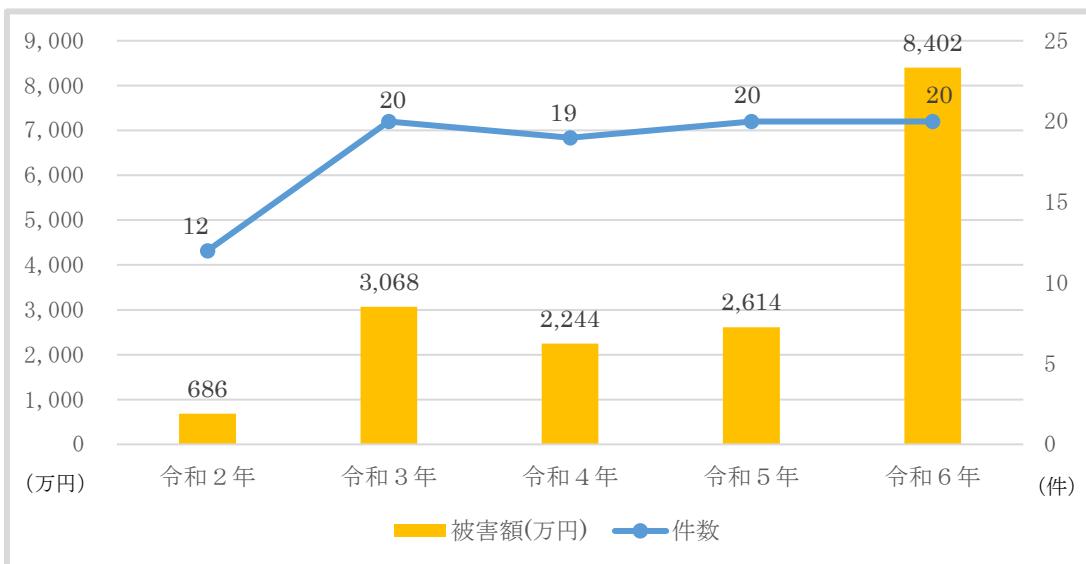
本市における刑法犯認知件数は全国や京都府と同様に減少傾向にありましたが、令和4年から増加に転じ、令和6年には621件と第4次防犯推進計画を策定した令和3年から140件の増加となっています。

＜宇治市内の刑法犯認知件数の推移＞



近年、特殊詐欺の被害額が大幅に増加しており、被害額は令和2年には686万円であったものが、令和6年には8,402万円と急激に増加しています。また、手口も巧妙化・多様化しており、高齢者を中心に被害が発生しています。

＜宇治市内の特殊詐欺被害の推移＞



④ 本市の考え方

本市では、平成15年12月に市内小学校において、また平成17年12月には市内学習塾において、児童が被害者となる痛ましい事件が起きたことを契機として、子どもや地域の見守り活動等を行う安全管理団体が全ての市内小学校区に設置されています。

安全管理団体に代表される防犯ボランティアの積極的な防犯活動に加え、防犯カメラの設置や「ながら」防犯パトロールの推進のほか、犯罪情勢を捉えた情報発信など、社会が一体となって防犯対策に取り組んでいることが、本市の地域防犯力の向上に効果を発揮しています。

しかしながら、地域防犯活動はメンバーの高齢化による減少や固定化等からの担い手不足という課題を抱えています。幅広い世代の防犯活動への参加や多様なコミュニティとの連携により、様々な地域課題に対応できる仕組みづくりが必要と考えています。

（2）再犯防止に関する状況

① 再犯防止に関する情勢

再犯防止の推進には、犯罪等をした人が地域社会で孤立しないための「息の長い」支援等を国、地方公共団体、民間協力者が一体となって実施することが必要となることから、平成28年12月には「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定され、国の責務（再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務）と地方公共団体の責務（国との適切な役割分担を踏まえ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務）等が規定されました。これに基づき、平成29年12月には国の責務を具体化する「再犯防止推進計画」が策定され、より実効性のある取組を推進するため、令和5年3月に「第二次再犯防止推進計画」が策定されました。

全国における刑法犯により検挙された再犯者数はこれまで減少傾向が続いていましたが、令和5年に増加に転じ、86,099人となりました。初犯者数についても同様の状況にあり97,170人となっています。一方、検挙者に占める再犯者の割合（再犯者率）は平成9年以降上昇傾向にありましたが、令和3年から3年連続で低下し、令和5年には47.0%となりました。（法務省「令和6年版犯罪白書」、警察庁「令和6年の犯罪情勢」より）

また、再犯防止等に関する成果指標のひとつである刑務所出所者等の2年以内再入率（出所等した年を含む2年間における刑務所等への再入所率）については、減少傾向が続いており、令和4年の出所者では13.0%となっています。（法務省「令和6年版再犯防止推進白書」より）

② 本市の考え方

本市においては、これまでから保護司会をはじめとする関係機関・団体との連携により再犯防止に関する施策を推進してきました。

再犯の防止は、「安全で安心して生活できるまちづくりの推進」に向けた不可欠な取組であるとともに、犯罪等をした人が地域社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員として立ち直ることができるよう、再犯防止に関する施策のより一層の推進が求められており、誰一人取り残さない共生社会の実現を目指すうえで、重要な課題であると考えています。

(3) 犯罪被害者等支援に関する状況

① 犯罪被害者等に関する社会情勢

様々な犯罪の発生により、社会に生きる誰もが犯罪被害に遭う可能性があり、犯罪被害者等となるおそれがあります。このような状況を踏まえ、平成16年12月には「犯罪被害者等基本法」が制定されました。これに基づき、平成17年12月に策定された犯罪被害者等基本計画は、おおむね5年ごとの見直しを経て、令和3年3月には、「第4次犯罪被害者等基本計画」が閣議決定され、犯罪被害者等に対し継ぎ目のない中長期的な支援を実施するため、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等が相互に連携・協力し、被害直後から様々な関係機関・団体等が協働して、重層的な支援を行うことができる体制の構築を重点の一つとしています。

② 本市の考え方

本市においては、「宇治市犯罪被害者等支援条例」を平成22年4月1日に施行し、犯罪被害者等見舞金の給付やホンデリングプロジェクトの実施など犯罪被害者等や関係団体に対する支援を行ってきました。引き続き、犯罪被害者等に対する社会の理解を深め、犯罪被害者等が被害から回復し、社会の中で再び平穏な生活を営むことができるようになるためには、社会全体で支える機運の醸成と、様々な関係機関・団体等が連携・協働して、総合的かつ継続的な支援を行う必要があると考えています。

2. 計画の位置付け

(1) 「宇治市安全・安心まちづくり条例」に基づく計画

「宇治市安全・安心まちづくり条例」第5条に基づき、犯罪等に関する社会情勢や地域における防犯活動の状況等を踏まえつつ、市民、事業者、本市及び関係機関等が一体となって、安全で安心して生活できるまちづくりを総合的に推進するとともに、犯罪等をした人が社会において孤立することなく市民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援し、犯罪の被害に遭われた方等が、被害から回復し、社会の中で再び平穏な生活を営むことができるよう、「宇治市第5次防犯推進計画」を策定します。

(2) 「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく地方再犯防止推進計画

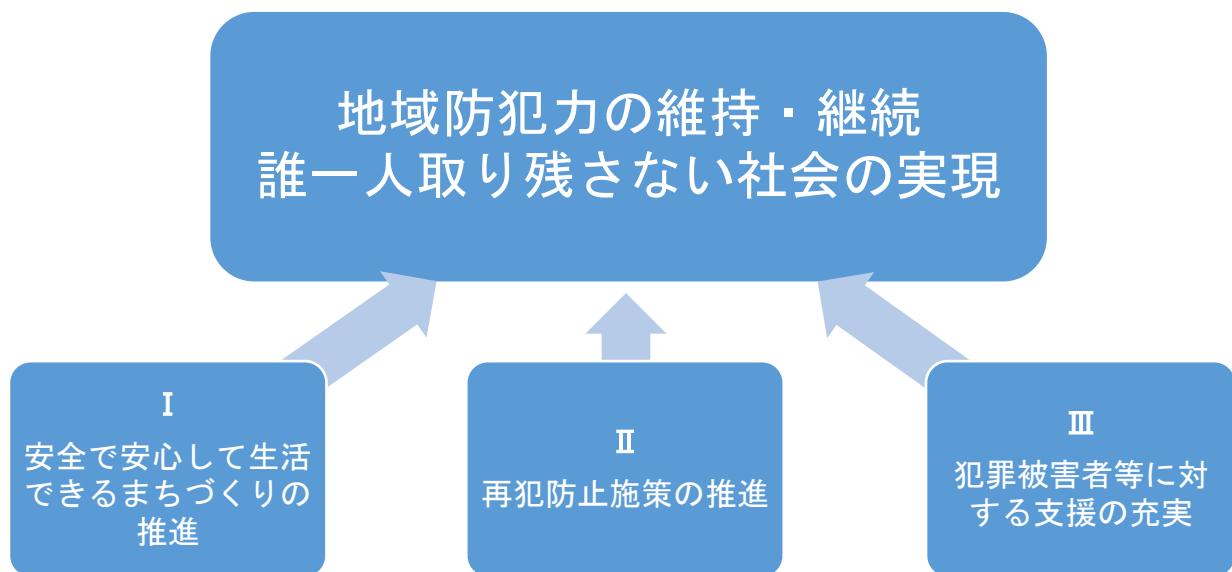
本計画における「再犯防止施策の推進」については、本市における再犯防止に係る現状や課題等を踏まえ、国の再犯防止推進計画を勘案して規定するものであり、「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条に定める地方再犯防止推進計画に位置付けています。

3. 計画の方向性

『地域防犯力の維持・継続』と『誰一人取り残さない社会の実現』を計画の方向性として定め、次の3つの施策を柱として施策を具体化し、関係機関等と連携して、総合的に取組を進めます。

- I 市民一人ひとりが子どもの安全を原点とし、「地域の安全は地域で守る」という意識を持って積み重ねてきた地域防犯活動による「安全で安心して生活できるまちづくりの推進」
- II 周囲の理解と孤立することのない社会復帰に向けた支援による「再犯防止施策の推進」
- III 総合的かつ継続的な支援と社会全体で支える機運の醸成に向けた「犯罪被害者等に対する支援の充実」

《計画の方向性のイメージ図》



4. 計画期間

令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間

第2章 施策の推進

1. 安全で安心して生活できるまちづくりの推進

【基本目標】

市民一人ひとりの安全意識を高めるとともに、市民、事業者、行政及び関係機関、そして多様なコミュニティが一体となって、子どもたちを見守り、犯罪や非行が起きにくい地域づくりを推進します。

【施策1】多様なコミュニティと連携した犯罪の起きにくい地域づくり

(1) 現状と課題

市内のすべての小学校区に設置された安全管理団体や防犯ボランティアを中心となり、子どもたちや地域全体を見守る活動が積極的に行われており、地域の防犯力の向上と犯罪の抑止に効果を上げています。

しかしながら、活動を支えるメンバーの高齢化が進み、活動に参加する人が固定化されるなど、新たな担い手を見つけることが難しくなっています。そのため、地域ごとの防犯活動で培われた貴重な経験やノウハウを継承したり、より効果的な活動へと発展させたりすることが難しいという課題もあります。

(2) 具体的取組

地域防犯力は地域、行政、警察が一体となって取り組むことで最大限の力を發揮するものであり、本計画を推進する上で全ての基盤となるものであることから、安全管理団体や防犯ボランティアによる地域防犯活動等を引き続き推進するとともに、企業や大学など多様なコミュニティと連携した新たな視点による自主防犯活動の促進や情報発信等により、これまで積み重ねてきた地域防犯力を維持・継続するための取組を推進します。

① 安全・安心まちづくり推進会議の開催

市内各小学校区の安全管理団体、防犯協会、防犯推進委員連絡協議会などの防犯関係団体と行政が連携し、「安全・安心まちづくり推進会議」を定期的に開催しています。

各地域で長年培ってきた子どもたちの見守り活動のノウハウや、最新の防犯情報等を共有し、それぞれの団体が抱える課題の解決につなげていきます。

② 見守り活動を継続・推進するためのサポート

地域の安全管理団体が、それぞれの特性を活かして行っている防犯活動を活発にし、継続的に展開できるよう、補助金を交付するほか、情報提供やノウハウの共有、他団体との連携促進など、地域全体で子どもたちを見守る「安全・安心の輪」がさらに広がるようサポートします。

また、京都府が実施する活動用資機材の整備支援を積極的に広報し、物資面で必要なサポートが受けられるよう促すことにより、地域防犯力のさらなる向上を目指します。加えて、地域での防犯活動を推進するため、関連する表彰制度への推薦を積極的に行います。

③ 青色防犯パトロールによる広範囲な防犯活動

青色防犯パトロールは、青い回転灯を装備した車両で地域を巡回することで、その視覚的な効果によって犯罪を抑止し、子どもたちの安全確保や、地域全体の安心感向上を目指すものです。地域や団体等と連携しながら、地域全体で目を光らせることで、犯罪の起きにくく環境づくりを進めます。

本市では、青色防犯パトロール車を 13 台登録しており（令和 7 年 1 月末時点）、これらの車は、普段から定期的に地域を巡回するだけでなく、刃物を持った不審者がいるといった緊急時には、速やかに出動します。

また、町内会をはじめとする地域の団体や、少年補導委員会、防犯推進委員連絡協議会なども、青色防犯パトロールを積極的に実施しています。令和 7 年 1 月末時点では 34 台のパトロール車が登録されており、それぞれの地域の状況に合わせた、きめ細やかな見守り活動が日々行われています。

引き続き、地域や団体等と連携しながら、青色防犯パトロールを実施します。

④ 「ながら」防犯パトロールによる日常的な見守りの推進

「ながら」防犯パトロールは、「できる人ができる時にできることから」を基本に、いつもの散歩や通勤などの日常生活の中で気軽に取り組める防犯活動であり、参加機会を増やすとともに地域ボランティア不足の解消への効果が期待できます。取組の趣旨に対し個人や事業者の賛同を得て、登録数を増やしながら活動を広げていきます。

活動をより広く分かりやすく伝えられるよう情報発信の強化を図り、「ながら」防犯パトロールの参加者が実感を持って活動を続けられるような取組を一層推進します。

⑤ 企業や大学等との連携による防犯活動の促進

防犯活動を地域の企業や大学等と連携して取り組むことにより、新たな交流が生まれ参加者の増加や、新しい視点や技術を取り入れた活動の活性化など大きな効果が期待できます。多様なコミュニティと連携を図り、地域全体の防犯力の向上と持続可能な防犯活動を促進します。

⑥ 広報啓発活動の推進と防犯講演会等の開催

市民一人ひとりの安全意識を高め、犯罪のない安全・安心なまちづくりを進めるため、市民に届く積極的な広報啓発活動を展開します。

市政だより、ホームページ、SNSなど多様な媒体を通じて、自転車盗等の身近な犯罪や巧妙化する特殊詐欺、SNS等を利用した詐欺など最新の犯罪手口から身を守るために情報を分かりやすく発信します。また、防犯講演会などを開催します。

広報啓発活動の推進により、地域全体で防犯に取り組む意義や目的を広く市民に伝え、日頃からの自主的な防犯活動や防犯ボランティア活動の活性化を促進します。

⑦ 防犯関係情報の効果的な発信

市民、事業者、様々な団体がタイムリーに正確な防犯情報を得られるよう、効果的な情報発信を推進します。

京都府が配信する不審者情報や最新の犯罪手口などの「防災・防犯情報メール配信システム」の市民への登録を促し、自主防犯意識を高めるための情報を積極的に活用していきます。

また、本市に寄せられた不審者情報などは、関係部局と共有し、必要に応じて保護者等へ迅速に配信することで、市民の安全確保に努めます。あわせて、市内の企業、事業所、防犯ボランティア団体等に対しては、京都府が運用する防犯情報配信サービス「京（みやこ）すぐメール」への登録を推奨し、犯罪発生状況や被害防止対策等の情報を各団体に速やかに届けることで、それぞれの防犯対策強化と活動の活性化を図ります。

⑧ 防犯カメラの設置や設置補助

本市では、犯罪抑止と体感治安の向上に効果が期待できることから防犯カメラの設置に取り組んでいます。平成26年度から平成30年度には駅周辺や主要幹線道路等に防犯カメラを設置し、令和2年度には災害時の早期対応の観点での防災・防犯カメラを設置してきました。令和3、4年度には、教育委員会と連携して、学校周辺地域の見守りにも活用できる防犯カメラを各小中学校に設置し、令和4年度からは、地域防犯活動と連動した小学校区ごとの防犯カメラを設置しており、引き続き取組を進めます。

また、町内会や自治会などが地域の実情に応じて設置する防犯カメラへの補助制度については、見直しを行うなど、防犯カメラの設置をより一層推進することにより、市全体の見守り体制を強化し、犯罪の抑止と体感治安の向上を図ります。

⑨ 管理不全な空き家等への対応

不適切に管理された空き家が、周辺地域の衛生、防災、防犯に悪影響を及ぼす可能性があるため、本市では、空き家問題への対策を強化するため、平成27年1月に「宇治市空き家等の適正管理に関する条例」を施行し、令和6年3月に策定した「宇治市空き家等対策計画（第2期）」に基づき、より実効性のある空き家対策を推進しています。

管理不全な空き家を増やさないよう、啓発チラシや空き家情報誌の発行などに取り組むほか、管理不全な空き家に関する相談があった際には、所有者を調査し、適切な管理を促します。

【施策2】子どもの安全の確保

(1) 現状と課題

子どもたちは犯罪の被害者となりやすく、全国的に重大な犯罪が発生しています。本市においても声かけ事案が発生しているほか不審者情報が寄せられており、多様な犯罪から子どもを守ることが喫緊の課題です。

子どもが危険を察知し身を守る力を養うとともに、通学路における防犯環境の整備や見守り活動など、子どもの安全対策を一体的に推進していく必要があります。

(2) 具体的取組

子どもたちが危険を察知し身を守る力を養う防犯教室等を通じて、情報化社会にも対応した防犯意識を高めるとともに、通学路等における防犯カメラ設置や地域・関係機関が連携した見守り・防犯パトロールにより、安全な環境を確保する施策を推進します。

① 子どもの危機回避能力の向上に向けた支援

子どもが、声かけされた際の対応（ついていかない、すぐ逃げるなど）を学習するための防犯教室の開催など、各校区で実施する子どもの危機回避能力向上に向けた取組を促進します。

② 子ども見守りボランティアへの支援

本市の安全・安心まちづくり補助金の交付や子どもの登下校の見守りを行う方へのボランティア保険の加入、京都府が実施する資機材の提供など支援制度の情報提供などを通じて、活動を支援します。

③ 地域で子どもを見守るための取組

安全管理団体の活動の充実等を目的として、安全管理団体の委員や保護者等を対象に、講演会や実践報告等を通じて、地域ぐるみで子どもの安全を守るための活動等の充実に取り組みます。

また、市民安全・安心推進旬間にあわせて安全管理団体や育友会・P T Aと学校に通う子どもたちとの挨拶を強化する「あいさつ運動」を実施しています。地域における絆が弱まっている現状において、地域住民の顔の見える関係づくりとしても効果的と考えられるこの取組を継続して実施します。

④ 「こども110番のいえ」の設置の促進

子どもたちが不審者などからすぐに逃げ込み、一時的に保護を求めることができる緊急避難場所である「こども110番のいえ」に登録する家や事業所の点検のほか、登録協力者に対する緊急時の対応や子どもへの声かけの仕方、警察への連絡手順などを具体的に示した活動要領マニュアルの配布など、宇治警察署とともに「こども110番のいえ」の設置の促進を図ります。

⑤ 地域安全マップの推進

児童の通学路や地域の安全確保のため、小学校の通学路等における危険箇所を明示した地域安全マップを、育友会・P T A、町内会、学校、安全管理団体等が連携して作成しています。

地域安全マップの作成は、保護者や地域住民が効果的・効率的に子どもの見守り活動を行うための重要な取組であることから、地域の状況に応じた独自マップの見直しや更新についても継続的にサポートします。地域安全マップを土台としながら、地域の見守り活動や防犯カメラの設置と連動することで、地域防犯力のより一層の向上を図ります。

【施策3】少年の非行・犯罪被害等の予防

(1) 現状と課題

少年非行は、検挙・補導件数とともに、これまで減少傾向にありましたが、近年、増加傾向に転じており、窃盗犯や粗暴犯の占める割合が高い状況です。（警察庁「令和6年中における少年の補導及び保護の概況」より）

SNS等の利用に起因する児童・生徒のサイバー被害において、被害児童・生徒の約8割が中学生及び高校生であることから、児童・生徒やその保護者等に対し、スマートフォン等のインターネット利用に潜む危険性の周知、フィルタリングの重要性に関する啓発やインターネットを正しく使いこなす能力の向上を図る取組等が必要です。

(2) 具体的取組

少年は、成長過程において多様な課題に直面し、家庭、学校、地域社会に加え、SNSをはじめとするサイバー空間からも多大な影響を受けやすいことから、関係機関・団体等との連携のもと、少年が被害者にも加害者にもならないための多角的な支援及び予防啓発活動を推進します。

① 犯罪に巻き込まれないための広報啓発

少年が匿名性の高いSNSやメッセージアプリなどを介した巧妙な誘い文句に釣られ、いわゆる「闇バイト」等の犯罪に巻き込まれる事案が全国的に増加しています。特殊詐欺や強盗、恐喝といった凶悪犯罪の実行役に関わると、将来にわたって取り返しのつかない事態に陥ることになるため、若者が安易に闇バイト等の犯罪に巻き込まれないよう、関係機関と連携して広報啓発に取り組みます。

② 非行防止教室・薬物乱用防止教室の開催

近年、インターネットを介した犯罪において子どもたちが加害者・被害者となるリスクが増大しています。また、薬物乱用も依然として少年層に広がる課題です。

小・中学生の規範意識向上のため、宇治警察署等による非行防止教室及び薬物乱用防止教室を開催します。

実践的な学びを通じて、万引きやいじめといった身近な非行の防止、SNSの適切な利用方法、薬物の危険性などを具体的に指導することにより、子どもたちが犯罪に巻き込まれず、また自ら犯罪に関わらないよう、少年非行の防止を推進します。

③ 「暴力追放・少年非行防止 宇治市・久御山町住民大会」の開催

宇治防犯協会や宇治市青少年健全育成協議会などが主催する「暴力追放・少年非行防止 宇治市・久御山町住民大会」を例年開催しています。

この大会では、町内会等を通じて広く市民にも参加を呼びかけ、その時々の社会情勢に応じた少年非行防止をテーマとし、子どもたちが直面する具体的な課題を取り上げ、現状と対策について深く学ぶことにより、参加者が少年非行の現状を正しく認識し、それぞれの立場からできることを意識し、連携を強化することで、地域全体での子どもの見守り・健全育成を推進します。

【施策4】特殊詐欺被害防止の強化

(1) 現状と課題

特殊詐欺被害については、令和2年以降、京都府、宇治市ともに高止まりしている状況にあり、その被害金額は近年、著しく増加しています。

特に、被害者の多くを高齢者が占めており、手口は年々巧妙化・多様化する中、デジタル化の進展とともに新たな手口が次々と出現し、被害を拡大させていることから、特殊詐欺被害防止対策を積極的に推進する必要があります。

(2) 具体的取組

特殊詐欺被害は深刻な社会不安を招いており、常に変化する手口に対応するため、被害防止機器の利用促進や、関係機関との連携を強化し、広報啓発等により市民一人ひとりの防犯意識の向上を図ることで、被害の防止や減少に向けた取組を推進します。

① 最新の手口への対策と被害防止のための広報啓発

特殊詐欺被害の最新情報や、特殊詐欺の対策として有効とされる自動通話録音機などの機器の紹介、国際電話からの発着信の休止手続きなどの的確な情報提供を行います。

また、サイバー犯罪など最新の犯罪情勢に関する情報発信や、警察・金融機関等の関係機関と連携した地域住民への継続的な啓発活動を通じて、多角的な被害防止対策を推進します。

② 消費生活講座や防犯講演会等の開催

消費者トラブルに遭いやすい高齢者等は、特殊詐欺被害にも遭いやすい傾向にあることを考慮し、消費生活出前講座等を通じて、消費者トラブルの未然防止策に加え、犯罪の未然防止の観点から、特殊詐欺の最新の手口や有効な対策、宇治市が取り組む「ながら」防犯について情報発信・啓発活動を行い、高齢者とその家族等の防御力の育成に取り組むとともに、地域や関係機関との連携による見守り体制の確保にも積極的に取り組みます。

あわせて、契約に関する知識や社会経験の不足などから新たな手口の詐欺に遭いやさしい若い世代に対しても、インターネットやSNSによるトラブルについて具体的な事例を挙げて、きめ細かな情報提供や啓発活動を実施します。

③ 関係機関や事業者等との連携

本市では、宇治警察署や防犯ボランティアとともに金融機関窓口等においての特殊詐欺被害防止のための広報啓発活動を実施しています。引き続き、宇治警察署や金融機関等と連携し、特殊詐欺被害の未然防止に努めます。

2. 再犯防止施策の推進

【基本目標】

市民が安全で安心して生活できるまちづくりを進める上で、犯罪等をした人の再犯防止施策を推進することが重要です。犯罪等をした人が社会で孤立することなく、地域住民の理解と協力を得ながら、再び社会の一員として円滑に社会復帰できるよう、関係機関と緊密に連携し、再犯防止施策を推進します。

また、犯罪等をした人が刑務所等を出所した後、福祉サービスをはじめとする各種支援制度に関する情報が十分に行き届いていないため、必要な支援を受けられず生活に困窮し、その結果として再犯に至る事例等があることから、庁内各部署との連携を密にし、対象者を既存の支援施策へ適切につなげられる体制の構築と運用に取り組みます。

【施策1】互いに支え合える心豊かなコミュニティづくり

(1) 現状と課題

犯罪等をした人が、社会において孤立することなく、再び社会に復帰するために、刑事司法関係機関が中心となって、犯罪等をした人の社会復帰のための支援が行われています。

本市においても、宇治地区保護司会等と連携し、法務省が主唱する「社会を明るくする運動」の街頭啓発活動などを通じて、犯罪や非行を防ぐこと、そして犯罪等をした人が立ち直ることについて、理解を深める取組を進めてきました。

犯罪等をした人が社会復帰するためには、仕事や住む場所の確保が必要となります。地域社会の否定的な感情や受け入れへの抵抗感から孤立してしまうなど非常に厳しい現実があります。このような状況を改善するため、これまで以上に、犯罪等をした人に対する市民の理解を深める取組を進める必要があります。

(2) 具体的取組

犯罪等をした人を指導・支援する活動をしている保護司をはじめとする関係機関等との連携を強化するとともに、保護司等の活動紹介や、講演会の開催などを通じて犯罪等をした人に対する市民の理解を深めます。

これらの活動を通じて、犯罪等をした人が社会の中で孤立せず、社会の一員として立ち直ることができる「心豊かなコミュニティづくり」を進めます。

① 保護司会等の活動への支援

保護司の方々が地域で円滑に活動できるよう、宇治地区保護司会への補助を引き続き実施します。また、更生保護サポートセンターでの青少年相談などの活動を広く知らせることで、保護司の活動を支援します。

さらに、保護司の高齢化が進む中、活動を支える人材を確保するため、市職員等に対し保護司の役割や活動を紹介し、新たな担い手の確保に協力します。

② 職員研修や講演会の実施

犯罪等をした人が抱える様々な問題を理解し、適切に対応できるよう、市職員の研修機会を確保し、育成に努めます。

また、地域住民に対しても犯罪等をした人の現状や社会復帰の重要性について知つてもらい、理解を深めることができるよう、刑事司法関係機関等と連携し、講演会などを開催します。

③ 関心と理解を深めるための広報啓発活動

犯罪等をした人の再犯防止の重要性について市民の关心と理解を広く深めるため、再犯防止啓発月間（7月）において、広報啓発活動を実施します。

また、7月は全ての国民が犯罪や非行の防止と、罪を犯した人の更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国運動である「社会を明るくする運動」の強調月間でもあります。

宇治地区保護司会等と連携し、市内の商業施設や駅等での街頭啓発を実施とともに、児童・生徒が更生保護について深く考えるきっかけとなるよう、更生保護に関する標語や作文を募集しており、「社会を明るくする運動」標語表彰式を開催し、優秀作品を表彰しています。これらの活動を継続的に実施することで、「社会を明るくする運動」のさらなる推進を図ります。

【施策 2】 非行少年等への支援

（1）現状と課題

刑法犯少年の検挙・補導件数は、長期的な減少傾向から近年増加に転じ、特にSNS等を介した強盗や特殊詐欺への関与が目立ち、犯罪の低年齢化と手口の凶悪化・巧妙化が進行している現状があります。

非行の背景には、家庭環境の問題、貧困、虐待、いじめなど、複数の要因が複雑に絡み合っていることが法務省の調査等でも示されており、これらの課題に対応するためには、関係機関が連携して少年一人ひとりの状況に応じた立ち直りに向けた支援を行う必要があります。

（2）具体的取組

非行等の問題を抱える少年に対し、教育委員会、宇治市青少年健全育成協議会、法務少年支援センター京都（かもがわ教育相談室）等の関係機関と連携し、支援体制の強化を図るとともに、非行を未然に防止するための取組を推進します。

① 非行防止教室・薬物乱用防止教室の開催【再掲】

近年、インターネットを介した犯罪において、子どもたちが加害者・被害者となるリスクが増大しています。また、薬物乱用も依然として少年層に広がる課題です。

小・中学生の規範意識向上のため、宇治警察署等による非行防止教室及び薬物乱用防止教室を開催します。

実践的な学びを通じて、万引きやいじめといった身近な非行の防止、SNSの適切な利用方法、薬物の危険性などを具体的に指導することにより、子どもたちが犯罪に巻き込まれず、また自ら犯罪に関わらないよう、少年非行の防止を推進します。

② 宇治・久御山児童・生徒補導連絡会等の開催

児童・生徒の非行防止と健全育成のために、学校、警察、教育委員会が連携を密にし、専門家を招いた研修会を開催するなど児童・生徒への理解を深め、児童・生徒への指導や支援体制の充実に努めます。

③ スクールカウンセラー及びまなび生活アドバイザーの配置

小・中学校に臨床心理に関する高度な専門的知識と経験を有するスクールカウンセラーを配置し、学校における教育相談機能の充実を図ります。あわせて、まなび生活アドバイザーを配置し、児童・生徒の状況に応じた教育的、福祉的な観点からの学習・生活支援を行います。

④ 「暴力追放・少年非行防止 宇治市・久御山町住民大会」の開催【再掲】

宇治防犯協会や宇治市青少年健全育成協議会などが主催する「暴力追放・少年非行防止 宇治市・久御山町住民大会」を例年開催しています。

この大会では、町内会等を通じて広く市民にも参加を呼びかけ、その時々の社会情勢に応じた少年非行防止をテーマとし、子どもたちが直面する具体的な課題を取り上げ、現状と対策について深く学ぶことにより、参加者が少年非行の現状を正しく認識し、それぞれの立場からできることを意識し、連携を強化することで、地域全体での子どもの見守り・健全育成を推進します。

【施策3】関係機関等と連携した適切な支援

(1) 現状と課題

犯罪等により刑務所を出所した人々の再犯防止は、社会全体の重要な課題であり、法務省によると、再犯リスクを高める複数の要因が明らかになっています。具体的には、刑務所に再び入所した人のうち、再犯時に約7割が無職であったという傾向が継続しており、不安定な就労が再犯防止の主要な課題となっています。

また、満期出所者のおよそ4割が、帰住先が確保されないまま出所しています。これらの人々は帰住先が確保されている人と比較して再犯に至るまでの期間が短い傾向にあることが示されており、出所直後の生活基盤の不安定さが再犯に直結しやすい実態が浮き彫りになっています。

さらに、特に65歳以上の高齢者が出所後2年以内に再び刑務所に入所する割合は、近年約25%前後で推移し全年齢層の中で最も高く、身寄りがなく社会との繋がりが希薄なケースが多い高齢者へのきめ細やかな支援が求められています。

しかしながら、犯罪歴のある人を受け入れる社会資源が不足していることに加え、出所者自身が生活や求職活動に必要な知識・スキルを持たないために就職に結びつかないケースも少なくありません。

(2) 具体的取組

犯罪等をした人を受け入れる協力雇用主の開拓や確保に努め、就労の定着を推進します。また、生活困窮者等に対しては適切な福祉施策による支援を推進します。

① 関係機関と連携した安定した就労のための支援

犯罪等をした人が社会復帰に向けて、安定した就労ができるよう、保護司会をはじめとした関係機関等との連携を図るほか、コレワーク（矯正就労支援情報センター）の活用や雇用意義の周知を通じて、犯罪等をした人を雇用する協力雇用主の開拓・確保に努めるとともに、直ちに就労が困難な場合には、生活困窮者自立支援法に基づく、就労準備支援事業等により、自立に向けた支援を行います。

あわせて、再犯防止の観点から、協力雇用主を評価項目に加えた総合評価競争入札を引き続き実施します。

② 関係機関と連携した住まいと生活のための支援

居所が不安定な場合に、再犯のリスクが高まる傾向があることから、保護観察対象者等に対し、居住支援協議会等との連携により、適切な住宅の供給を図ります。

また、住居の確保が困難な場合には、「生活困窮者自立支援法」に基づく、住居確保給付金や居住支援事業等により、安定した生活に向けた支援を行います。

③ 支援につなげるための施策の広報

本市では、犯歴の有無にかかわらず、生活困窮者に対して生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立支援事業を実施するなど、結果的に再犯防止につながる取組を実施しています。このような取組について、犯罪等をした人が把握できていないために、支援につながらないことも考えられることから、本市で実施している支援施策等を分かりやすく広報します。

④ 刑事司法関係機関や保護司会等との連携強化

刑事司法関係機関等には、犯罪等をした人のニーズを施設在所中から把握し、必要な支援につなぐための調整が求められていることから、本市では、刑事司法関係機関等や保護司会等の関係機関等との連携体制を構築し、支援施策へとつなげていきます。

3. 犯罪被害者等に対する支援の充実

【基本目標】

犯罪被害者等が被害から回復し、社会の中で再び平穏な生活を営むことができるようになるためには、犯罪被害者等の一人ひとりに寄り添ったきめ細やかで充実した支援が必要であるため、犯罪被害者等が置かれた状況が社会に十分理解され、犯罪被害者等が孤立することなく、その権利利益が適切に保護されるよう、関係機関等と緊密に連携しながら取組を進めます。

【施策1】総合的かつ継続的な支援の充実

(1) 現状と課題

犯罪被害者等が置かれている状況や事情は様々であり、必要とされる支援も、被害直後から捜査、公判に関わるものや、医療、福祉、住居等生活全般にわたります。

また、被害によって生じる経済的・精神的負担の軽減や、支援制度に関する適切な情報提供、そして回復に時間をする長期的な視点での継続的な支援が必要であり、これらの解決に向けた総合的な取組が求められています。

(2) 具体的取組

犯罪被害者等の置かれた状況に応じた必要な支援を、関係機関等と連携しながら、総合的・継続的に実施します。

① ワンストップ窓口としての支援

総務課の相談窓口において、犯罪被害者等からの相談に対応するとともに、関係部署や関係機関・団体と連携し、情報提供及び必要な支援への橋渡しを、ワンストップにより総合的に行います。

また、犯罪被害者の方々のためのノート「つむぎ」（犯罪被害者等が被害状況や支援の経過等を記録し、心理的負担の軽減を図り、途切れないと支援を確保するためノート）を活用します。これにより、犯罪被害者等の意思を尊重しつつ、関係機関での情報を共有し、円滑な支援に取り組みます。

② 被害が潜在化しやすい犯罪被害者への対応

被害の認識が困難であることや、加害者・関係者との関係性等により声を上げにくいといった特性から潜在化しやすい児童虐待、障害者虐待、性犯罪、DV（ドメスティック・バイオレンス）、ストーカー行為等の被害に対し、被害者等が相談しやすく、適切な支援につながるよう、庁内関係部署及び関係機関が緊密に連携した体制を構築し、寄り添った対応を推進します。

③ 犯罪被害者等への見舞金の支給

犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対して見舞金を支給します。

④ 公営住宅の優先入居募集の広報

犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅等への優先入居の募集について、広報啓発活動を通じて周知します。

【施策2】関係機関と連携した取組の推進

(1) 現状と課題

犯罪被害者等が自らに必要な支援に関する情報にアクセスしにくい、あるいは情報が十分に行き届いていないという課題があります。

犯罪被害者等の誰もが、望む場所で、いつでも必要な情報提供や相談を受けられ、専門性を有する者によるきめ細やかで切れ目のない支援を受けられるようになります。

(2) 具体的取組

(公社)京都犯罪被害者支援センターとの緊密な連携を一層強化します。これにより、情報提供の充実及び相談支援体制の強化を図り、犯罪被害者等が孤立することなく、必要な支援を確実に受けられるよう、総合的な支援体制の構築を推進します。

① (公社)京都犯罪被害者支援センターとの連携強化

(公社)京都犯罪被害者支援センターとの連携協力を強化するとともに、同センターに対し必要な支援を行います。また、同センターとの連携のもと、相談窓口における初期対応から専門機関への円滑な支援、見舞金制度の情報提供、市職員の専門性向上のための研修、犯罪被害者週間での共同広報や年間を通しての啓発活動などを実施します。

② 関係機関との連携

犯罪被害者等の置かれた状況や回復・再建の過程は多様であり、一日も早く平穏な生活を再建するためには、警察、民間支援団体等の様々な関係機関による総合的かつ切れ目のない支援が不可欠です。このため、これらの機関・団体との連携を一層強化します。

③ ホンデリングプロジェクトの実施

ホンデリングプロジェクトとは、「本で支援の輪（リング）が広がってほしい」との願いを込めて名付けられた取組で、古本等の売却収益を（公社）全国被害者支援ネットワークの活動資金として寄付することで、犯罪被害者等の支援につなげています。

「ホンデリング」の回収箱を市内各所に設置するとともに、市民や事業者等に対して、「ホンデリング」への協力を広く呼びかけます。

【施策3】犯罪被害者等を社会全体で支える機運の醸成

(1) 現状と課題

犯罪被害者等の支援を行うに当たっては、その名誉やプライバシーが尊重され、尊厳が確保されるよう、最大限の配慮を行う必要があります。このため、犯罪被害者等が平穏な生活を送ることの重要性等について、市民の理解を深め、社会全体で支える機運を醸成するため、継続的な広報啓発活動が不可欠です。

(2) 具体的取組

犯罪被害者等を社会全体で支援する重要性についての市民理解を促進するための広報啓発活動を実施するとともに、犯罪被害者等のための相談窓口及び支援機関の周知を徹底します。

① 犯罪被害者等への理解を深め、支援を広げるための広報啓発

犯罪被害者等が置かれた状況や支援の重要性について国民の理解を深め、社会全体で犯罪被害者等を支える機運を醸成するため、犯罪被害者週間（11月25日から12月1日まで）等を活用し、市政だより、ウェブサイト、FMうじ、ソーシャルメディア等、多様な媒体を通じた効果的な情報発信を行うとともに、年間を通じた広報啓発活動を継続的に実施します。

② 各種相談窓口・支援窓口の周知広報

犯罪被害者等が一人で悩みを抱え込まずに相談しやすい環境をつくり、適切な支援が受けられるよう、各種相談窓口の効果的な周知に取り組みます。

第3章 計画の推進

本章では、宇治市第5次防犯推進計画に掲げる『地域防犯力の維持・継続』と『誰一人取り残さない社会の実現』に向けて、より実効性のある取組とするため、計画の推進体制、方策、進行管理等について定めます。

市民、事業者、本市及び関係機関等が一体となって、安全で安心して生活できるまちづくりを総合的に推進します。

1. 計画推進の基本方針

本市では、「宇治市安全・安心まちづくり条例」に基づき、地域における犯罪を未然に防止し、市民の安全を確保するための施策を総合的かつ計画的に推進しています。

宇治市第5次防犯推進計画の推進にあたっては、以下の基本方針に基づき、各施策を効果的に展開します。

- ・ 市民一人ひとりの防犯意識を高め、地域全体の防犯力を維持・継続します。
- ・ 犯罪等をした人が社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることを支援し、「誰一人取り残さない社会」の実現を目指します。
- ・ 犯罪被害者等が被害から回復し、平穏な生活を取り戻せるよう、総合的かつ継続的な支援を充実させます。
- ・ 少子高齢化の進行や社会構造の変化、インターネット社会の進展等に伴う新たな防犯課題に対応するため、行政機関だけでなく、地域住民、事業者、地域団体、民間ボランティア、企業、大学など多様なコミュニティとの連携を強化し、社会全体で防犯に取り組む体制を構築します。

2. 計画の推進体制と連携の強化

計画を実効性のあるものとするため、行政と警察が3つの施策の柱ごとの中心となり、様々な活動主体との連携を軸に、ネットワークを形成します。

行政が「課題を持ち寄り、知恵を出し合う場」をつくり、必要に応じて、企業や大学、専門家等の参画や連携を図りながら、新たな視点を取り入れます。

また、「安全・安心まちづくり推進会議」をはじめとした関係機関・関係団体等が集まる場を活用し、課題を共有し、連携を強化することで、地域全体の防犯力を高めていきます。

3. 計画推進の方策

本計画に掲げる各施策を効果的かつ継続的に推進するため、以下の4つの方策を中心に取り組みます。

(1) 課題を持ち寄り、知恵を出し合える場の創設

地域が抱える複雑な防犯課題に対し、多様な主体がそれぞれの知見や経験を持ち寄り、協働して、地域の実情に即した解決策を導き出すための場を設けます。

(2) 担い手の不足を補う仕組みづくり

地域防犯活動における担い手不足という課題に対し、多様な市民が活動に参加しやすい機運を醸成するとともに、防犯に関する環境を整備し、持続可能な活動体制を構築します。

(3) 多様なコミュニティとの連携

少子高齢化、核家族化、単身世帯の増加といった社会構造の変化等による地域コミュニティの希薄化に対応するため、多様なコミュニティとの連携により、新たな発想やイノベーションの創出を図り、地域全体の防犯力を高めます。

(4) P D C Aサイクルでの進捗管理

計画の実効性を高め、社会情勢や地域の課題の変化に柔軟に対応するため、P D C A (Plan-Do-Check-Action) サイクルによる進捗管理を徹底します。

4. 計画の進行管理

本計画が着実に推進され、目標が達成されているかを客観的に評価するため、以下の進行管理と指標を設定します。

(1) 進行管理の実施

計画の進捗状況を適宜確認し、課題の抽出と対応策の検討を行います。これにより、計画が社会情勢の変化等に対応できるよう、必要に応じて、関係団体が相互に連携して取組内容やアプローチを検討し、より効果的な施策へと調整することにより、P D C A サイクルが実質的に機能するよう努めます。

(2) 活動指標の設定

本計画の方向性である『地域防犯力の維持・継続』と『誰一人取り残さない社会の実現』に向けた活動の「見える化」を図るため、以下の活動指標を設定し、目標値の達成状況を評価します。これらの指標は、関係機関、関係団体と連携して、どのような活動をしたかを示すものであり、情報発信等を通じて波及効果による活動の推進を促します。

施策の柱	指標の項目		基準値 (R6)	目標値 (R12)
1. 安全で安心して生活できるまちづくりの推進	関係機関等との連携による取組件数		7 件	1 2 件
	周知啓発の取組回数		1 7 回	2 5 回
	ながら防犯パトロール登録数	個人	1, 2 2 6 人	1, 5 0 0 人
		車両	6 6 1 台	1, 0 0 0 台
	防犯カメラ設置台数	市設置	1 8 2 台	3 1 0 台
		補助	6 2 台	1 3 0 台
2. 再犯防止施策の推進	関係機関等との連携による取組件数		7 件	1 2 件
	周知啓発の取組回数		2 7 回	4 0 回
3. 犯罪被害者等に対する支援の充実	関係機関等との連携による取組件数		3 件	8 件
	周知啓発の取組回数		2 5 回	3 7 回

5. 計画の実効性を高めるための見直し

本計画は、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とし、P D C Aサイクルにより進行を管理しますが、計画期間中においても、社会情勢の変化や新たな課題の発生に迅速に対応し、計画の実効性を高められるよう、必要に応じて取組内容の検討や見直しを行います。

《パブリックコメント》

宇治市第5次防犯推進計画(初案)への 意見募集について

～ 市民の皆さんのご意見をお寄せください ～

本市では、令和3年度に策定いたしました宇治市第4次防犯推進計画が、令和7年度をもちまして、計画期間が終了することから、引き続き防犯等の取組を推進するため、「宇治市第5次防犯推進計画（初案）」を作成しましたので、市民の皆さんからのご意見を募集します。今後、これらのご意見を参考に更なる検討を進めてまいります。



宇治市宣伝大使
ちはや姫



“社会を明るくする運動”
京都府推進委員会マスコット
キャラクター京の社明くん



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

ご意見等の募集

第1 意見等を提出できる方

- (1) 本市の在住、在勤、在学者
- (2) 本市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 本市に対して納税義務を有する個人及び法人
- (4) 前各号に掲げるもののほか、本計画初案に利害関係を有するもの

第2 提出の方法

書面に氏名、住所、ご意見等をご記入のうえ、下記の提出先のいずれかへ提出してください。その際の書面につきましては、別紙の意見等記入用紙以外の用紙に記入していただいても結構です。

第3 提出先

- (1) 持 参：総務・市民協働部 総務課（市役所本庁舎3階）
- (2) 郵 便：〒611-8501（住所省略可）宇治市総務・市民協働部総務課 宛
- (3) ファクシミリ：(0774) 20-8778
- (4) 電子メール：soumuka@city.uji.kyoto.jp
- (5) 市内公共施設に設置している「市民の声投書箱」へ投函
- (6) Web フォーム：
右記の二次元コードからアクセスしてください

Web フォーム
二次元
コード

第4 募集期間

令和7年12月19日（金）から令和8年1月18日（日）まで

第5 お問い合わせ先

このパンフレットについてのお問い合わせは、総務課までお願いします。

また、パブリックコメントのご案内及び「宇治市第5次防犯推進計画（初案）」は、宇治市ホームページにも掲載しております。

電話番号：(0774) 20-8700（総務課直通）

ホームページ：<http://www.city.uji.kyoto.jp/>（宇治市トップページ）

宇治市トップページ⇒市政⇒情報公開⇒パブリックコメント

提出されたご意見等、住所、氏名等については個人情報の保護に関する法律に基づき、適正に管理いたします。意見募集結果の公表に際して、ご意見等以外に記載された内容（住所・氏名等）については公表いたしません。また、お寄せいただいたご意見等に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

お寄せいただきましたご意見等の取りまとめの結果及びご意見等に対する回答につきましては、令和8年2月頃宇治市ホームページに公表予定です。

「宇治市第5次防犯推進計画（初案）」に対する

意見等記入用紙

住所（※必須） (法人等は所在地)	〒 -		
ふりがな			
氏名（※必須） (法人等は名称及び代表者氏名)			
該当するものに○ (※必須)	①在住、在勤、在学	②市内に事務所を有する法人・個人等	③納税義務者
	④その他利害関係を有するもの		

意見等記入欄	

- 必須項目については、必ず記入してください。また、ご意見等の内容を確認させていただく場合があります。
- 意見等記入欄が足りないときは、別紙を添付してください。
- 提出されたご意見等、住所、氏名等については個人情報の保護に関する法律に基づき、適正に管理いたします。
- 意見募集結果の公表に際して、ご意見等以外に記載された内容（住所・氏名等）については公表いたしません。

提出先

持参：総務・市民協働部 総務課（宇治市役所本庁舎3階）まで
郵便：〒611-8501（住所省略可）宇治市総務・市民協働部総務課 宛
FAX：(0774) 20-8778
E-Mail：soumuka@city.uji.kyoto.jp